環境にやさしい自転車を利用しよう
自転車の購入・整備に補助金を交付

■自転車の安全利用を

環境にやさしい乗り物「自転車」。4月から新年度となり、新中学・高校生など、新しく自転車を使う人も増えます。ルールやマナーを守り、事故を起こさないように気をつけましょう。

現在、利用者のルール、マナー違反が問題となっています。実際に、2列並走や携帯電話を使いながらの運転などが原因で、自転車が加害者となる事故も発生しています。自転車は、保険加入が義務づけられていませんが、加害者となった場合の賠償責任は、自動車と変わりません。

そこで、もしものために、自転車安全整備(※)を受けましょう。

※自転車安全整備士による点検・整備と自転車保険(TSマーク付帯保険)への加入(有料)。

自転車への補助金交付事業を実施します

詳細は、都市計画課・市公式ウェブサイトで配布する交付要綱で確認してください。

●対象　次の両方に該当する人

●市内在住で、市税の滞納がない

●4月1日㈭以降に、市内の「まちの自転車屋さん」登録店のうち、自転車安全整備店(※)で自転車安全整備を受けた、または対象自転車を購入した

※下記のマークがある店舗。

■自転車安全整備補助

●補助金額　整備費の3分の1(上限500円)

●申し込み　申請書兼実績報告書とTSマーク付帯保険加入書(控)のコピーを持って都市計画課へ

■自転車購入費補助

●補助金額　購入金額の3分の1(上限4万円)

●対象自転車／条件　防犯登録と自転車安全整備が済んでいる次の自転車

●幼児2人同乗用自転車／6歳未満の子を2人以上扶養している

●高齢者向け自転車／65歳以上またはすべての運転免許を返納している

●電動アシスト自転車／通勤方法を自動車から自転車へ変更する

●その他　購入者は、必ず交通安全講習会(事前申し込みが必要)を受講し、ヘルメットを着用してください

●申し込み　自転車購入と講習会受講後、申請書兼実績報告書と必要書類を持って都市計画課へ

問▼都市計画課(☎〈71〉2243)

「まちの自転車屋さん」登録店のマーク

自転車安全整備ができる店舗のマーク

申請をお忘れなく
軽自動車税の減免対象を追加

肝臓機能障害1～4級の人が新たに減免の対象となります。

●対象車両　一定の障害以上の身体・知的・精神障害者が所有・使用する軽自動車やバイクで、障害者一人につき一台

●対象条件　障害内容により対象にならない場合や、家族運転でも対象になる場合があります。普通自動車税の減免やタクシー料金助成利用券の交付を受けている場合は減免できません

●申請　5月24日㈪までに市民税課へ

●問い合わせ　市民税課(☎〈71〉2213)

平成22年度スタート
市役所の組織を改正

4月から市役所の組織を改正しました。昨年度より1部増の14部47課133係体制となります。

●趣旨　①産業振興と環境施策のさらなる推進を図る②自然災害やテロ、広域感染症など、全市的に取り組まなければならない「危機」に対応する

●組織の再編　経済環境部を産業振興部(農務課、土地改良課、商工課)と環境部(環境首都推進課、環境保全課、ごみ減量推進室)に再編

●名称の変更　防災監を危機管理監に、市民生活部防災課消防防災係を市民生活部防災危機管理課防災危機管理係に変更

問▼経営管理課(☎〈71〉2205)

安全・安心なまちを目指して

次の項目を重点とした市民運動を展開します。

■春の安全なまちづくり市民運動4月1日㈭～10日㈯

●重点実施項目

●子どもが被害者となる事件・事故の防止

●自転車盗・車上ねらいなどの防止

●住宅を対象とした侵入盗の防止

●振り込め詐欺の被害防止

■春の交通安全市民運動4月6日㈫～15日㈭

●重点実施項目

●子どもや高齢者の交通事故防止

●すべての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

●自転車の安全利用の促進

●飲酒運転の根絶

問▼市民安全課(☎〈71〉2219)

パブリックコメント制度による
意見募集の結果

本紙や市公式ウェブサイトなどで意見を募集した3つの計画(案)に寄せられた主な意見と、それに対する市の考え方および計画(案)の変更点をまとめましたので公表します。

※掲載した意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。詳細は、それぞれの計画の担当課、市政情報コーナー、中央・各地区公民館、市公式ウェブサイトで閲覧できます。

第2次安城市男女共同参画プラン中間改訂(案)

●提出数　3人(10件)

■主な意見と市の考え方

●意見　早期発見の可能性が高い、医師・医療関係者へのドメスティック・バイオレンスを理解してもらうための啓発・啓もうを加えてください。

●市の考え方　虐待等防止地域協議会に、医療関係者の代表も参加しています。この協議会で、啓発をはじめとした市の施策についての情報を提供していますので、当プランにおいて、啓発対象として言及することは考えていません。

●対応　計画(案)は従前のままとします。

問▼市民活動課(☎〈71〉2218)

緑の基本計画(案)

●提出数　2人(3件)

■主な意見と市の考え方

●意見　親水広場の視点が欠けています。

●市の考え方　親水広場については、油ヶ淵水辺公園の整備や矢作川におけるレクリエーション空間創出に向けた検討の中に盛り込んでいます。

●対応　計画(案)は従前のままとします。

問▼公園緑地課(☎〈71〉2244)

安城市次世代育成支援行動計画(後期計画)(案)

●提出数　2人(3件)

■主な意見と市の考え方

●意見　放課後子ども教室を小学校の空き教室に限らず、地域の協力があれば、公民館、プレハブ教室、集会所などで多様な子ども教室づくりが可能ではないか。

●市の考え方　放課後の安全・安心な居場所という観点から、学校を最も望ましい場所とし、平成23年度までに2校で開催する計画をしています。他市では、学校以外の施設で実施している例もありますが、本市では、モデルケースを始めたところであり、しばらくは現在の計画で進めていきたいと考えています。

●対応　計画(案)は従前のままとします。

問▼子ども課(☎〈71〉2227)

木造住宅の耐震改修を進めましょう
耐震改修費補助金額の上限を85万円に

今年度と来年度の2年間に限り、木造住宅耐震改修費補助（一般型）の補助金額の上限を、60万円から85万円に増額します。家が地震で倒壊しないよう備えましょう。

木造住宅無料耐震診断

●対象　昭和56年5月31日以前に着工した、2階建て以下で在来の木造軸組構法または伝統構法の住宅（プレハブ、ツーバイフォーなどの特殊構法を除く）

●申請受付件数　250件

木造住宅耐震改修費補助

耐震改修工事の程度により、一般型と簡易型の2種類があります。必ず工事前に申請し、補助金交付決定通知を受けた後で工事に着手してください。

●対象者　昭和56年5月31日以前着工の木造住宅を所有し、市税の滞納がない人

耐震改修工事前（上）と工事後（下）。障子を取り除き、両側に壁をつけた

■一般型

●対象工事　無料耐震診断の判定値が0.7未満（財愛知県建築住宅センターの診断の場合は80点未満）のものを1.0以上（判定値が0.7以上1.0未満の場合は、0.3加算した数値以上）にする耐震改修工事

●補助金額　85万円（対象経費が85万円を下回る場合は、当該経費の額）

●その他　所得税・固定資産税の控除あり

●申請受付件数　50件

■簡易型

●対象工事　無料耐震診断の判定値が1.0未満のものを0.1加算した数値以上にする耐震改修工事（耐震補強上有効な工事に限る）

●補助金額　対象経費の2分の1（上限30万円）

●申請受付件数　10件

問▼建築課（☎〈71〉2241）

人にやさしい住宅リフォーム
対象者を拡大

●対象　市内在住で、以下の①～③に該当する人（②・③を拡大）

①要介護・要支援認定を受けている人

②特定高齢者（※）の認定を受けていて、運動機能項目に支障がある人

③前年分所得税非課税で、65歳以上の一人暮らし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯

※特定高齢者とは、生活機能（歩く、食べる、物事の判断能力、生活意欲など）の改善が必要な、要介護認定を受けていない65歳以上の人。市が実施する基本チェックリストと生活機能評価により決定。相談は地域包括支援センター、地域の在宅介護支援センターへ。

●助成限度額　1人10万円

※限度額内で複数回の利用可。利用額の累計が10万円を超えた以降は利用不可。

●対象工事　市のリフォームヘルパー事業で認められた工事のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、担当のケアマネジャーが必要と認めた次の①～⑥の住宅改修工事

①手すりの取り付け

②段差の解消

③滑り防止などのための床または通路面の材料変更

④引き戸などへの扉の取り替え

⑤洋式便器などへの便器の取り替え

⑥①～⑤の付帯工事

●利用するには　住宅改修工事前に、地域包括支援センター、地域の在宅介護支援センター、担当のケアマネジャーへ

問▼社会福祉課（☎〈71〉2223）

市役所代表　☎〈76〉1111／FAX〈76〉1112

市社会福祉協議会と防災協定を締結

この協定により、大規模災害が発生した時に、公民館避難所、一般避難所に併せて社会福祉協議会運営の福祉避難所を開設します。

福祉避難所とは、一般避難所では共同避難生活が困難な、障害者・要援護高齢者などの災害時要援護者を受け入れる避難所をいいます。左表の施設が福祉避難所となります。

災害時要援護者支援制度に登録している人でも、状況により、避難場所が一般避難所と福祉避難所に分かれます。一般の人は、今までどおり最寄りの公民館避難所、一般避難所に避難してください。

なお、福祉避難所では、介護・看護の提供ができません。介護の必要な人には必ず介護者が付き添ってください。

問▼防災危機管理課（☎〈71〉2220）
社会福祉課（☎〈71〉2224）

福祉避難所一覧

施設名	住所	電話番号
総合福祉センター	赤松町大北78－1	〈77〉7888
北部福祉センター	東栄町横根畑59－23	〈97〉5000
西部福祉センター	福釜町西天12	〈72〉6616
作野福祉センター	篠目町二夕又27－1	〈72〉7570
桜井福祉センター	桜井町新田20	〈99〉7365
中部福祉センター	新田町新栄84－1	〈76〉0090

地球にやさしい暮らしを応援
浄化槽の設置に補助

●対象　次の対象地域（※）で、専用住宅または居宅部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上ある併用住宅に浄化槽を設置する人

※対象地域➡公共下水道認可区域（当該年度内に認可が見込まれる区域を含む）以外の地域と、農業集落排水処理区域以外の地域

●補助金額　下表のとおり

●申請　4月1日㈭から㈯㈰㈷を除く）予算の範囲内で先着順に受け付け

●その他　補助対象地域などを事前に問い合わせのうえ、必ず工事前に申請手続きをしてください

問▼清掃事業所（☎〈76〉3053）

人槽	窒素除去型浄化槽	窒素燐（りん）除去型浄化槽
5人槽	25万5000円	52万5000円
6～7人槽	28万5000円	69万円
8～10人槽	34万5000円	96万円
11人槽～	60万円	166万5000円

市営大山田東住宅
貸店舗入居者を募集

詳細は、4月1日㈭から財政課・市公式ウェブサイトで配布する応募要領で確認してください。

●対象　業種➡生活に直接関係のあるもの（風俗営業などは不可）　資格➡①専従者として常時従事する　②市税の滞納がない　③未成年者でない　④2人の連帯保証人を立てられるなど

※深夜・早朝営業不可。

●募集件数　2件（C・D棟）

●面積／間口・奥行　C・D棟とも49・12㎡／5・52m×8・90m

●貸付料　月額▼C棟➡6万2300円　D棟➡6万3000円

●その他　駐車場各2台分あり

●提出書類　借受申込書、店舗平面図および設備配管図、身分証明書、住民票、所得証明書、納税証明書、印鑑証明書、連帯保証人の所得証明書・納税証明書など

●選考方法　提出書類を審査し、適否を決定（多数の場合は抽せん）

●申し込み　4月6日㈫～16日㈮午前9時～午後5時㈯㈰を除く）に提出書類を持って財政課へ

問▼財政課（☎〈71〉2210）

該当する人は早めに申請を
児童・母子・障害者に関する手当の支給制度

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、各担当窓口で相談のうえ、早めに申請してください。

※所得制限があります。

※手当額などが変更される場合があります。

手当名	対　象	手当額(月額)	問い合わせ
子ども手当	中学校修了前の児童を養育している人 ※申請の翌月分から、支給資格の消滅した月分まで支給。詳細は本紙４月15日号で案内します。	１人あたり１万3000円	子ども課 (☎〈71〉2227)
児童扶養手当	父のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童および父のいない20歳未満の中度・重度の障害児の母、または母にかわってその児童を養育している人 ※父が重度の障害の場合も対象になります。	１人目➡４万1720円 ２人目➡5000円加算 ３人目以降➡１人増すごとに3000円加算 (所得により減額あり)	社会福祉課 (☎〈71〉2224)
市・県遺児手当	父か母、または両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を監護養育している人 ※親の一方が重度の障害の場合も対象になります。	市遺児手当➡2500円、県遺児手当➡4500円(１～３年目は4500円、４・５年目は2250円、６年目からは資格喪失)	
特別児童扶養手当	療育手帳Ａ・Ｂ判定の知的障害、または身体障害者手帳１・２・３・４級程度の身体障害のある20歳未満の児童を養育している人 ※対象児童が障害を事由とした年金受給や、施設入所をしている場合は対象になりません。	１級➡５万750円 ２級➡３万3800円	障害福祉課 (☎〈71〉2225)
特別障害者手当	20歳以上で重度の障害があるため、診断書により日常生活で常時特別な介護が必要であると認められる人 ※施設入所者、長期入院者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は対象になりません。	２万6440円 (県制度の加算あり)	
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害があるため、診断書などにより日常生活で常時介護が必要であると認められる児童（障害の程度は次の①～③のいずれか) ①１級(２級の一部を含む)程度の身体障害 ②ＩＱ20以下の知的障害児 ③前記と同程度の障害、または病状で常に介護が必要な場合 ※障害を事由とした年金受給者、施設入所者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は対象になりません。	１万4380円 (県制度の加算あり)	
在宅重度障害者手当	１種…１・２級の身体障害者でＩＱ35以下 ２種…①１・２級の身体障害者 ②ＩＱ35以下 ③３級の身体障害者でＩＱ50以下 ※２種では65歳以上で新たに障害者手帳を取得した人は対象になりません。 ※特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当の受給者、介護保険による療養型入院、施設入所者は対象になりません。	１種➡１万6100円 ２種➡7000円	
障害者扶助料	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人	障害の等級により2000円～6000円	

緑に関する補助制度をご利用ください

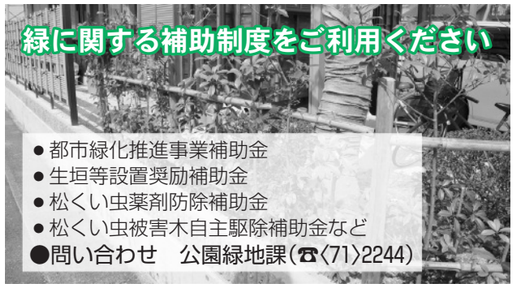

- 都市緑化推進事業補助金
- 生垣等設置奨励補助金
- 松くい虫薬剤防除補助金
- 松くい虫被害木自主駆除補助金など

●問い合わせ　公園緑地課(☎〈71〉2244)

地球を救う緑の募金にご協力を

４・５月に緑の募金「家庭・学校・企業・街頭募金」を実施します。公共施設に「緑の募金箱」を備えます。皆さんのご協力をお願いします。

※募金の一部は地域緑化として地元に還元し、各町内の緑化事業に活用されます。

●問い合わせ　公園緑地課(☎〈71〉2244)

つれづれ学記　その十三
「ＣＯＰ10への期待」

私たちは応援します　COP10 AICHI-NAGOYA

ある住職から、げたという履物は寺院での修行生活の中から生まれたとの話を聞いた。僧侶は殺生を禁じられている。しかし、日常生活の中、無意識に足の下にいる虫けらを踏みつぶすことがある。それを防ぐため、接地面積の小さな履物が考案されたという。日本人は、見えぬほどの小動物をもあわれむ精神を持っていたことを再認識させられた。

日本人の精神文化の原点は、土着信仰の神道にあると考えられる。その神道についてある識者が、「明治以降、ひどく国家主義化したが、本来は自然崇拝である。神社には必ず森がある。そして神社には必ず神の使いをする動物がいる。これはもともと森が、あるいは木が神であり、動物が神であった、そういう名残ではないか」との見解を示している。また日本の仏教には「山川草木　悉有仏性」という思想がある。この世に存在するすべての自然物の中に、仏となる性質が宿るという意味を持つ。異国から伝来した仏教に、わが国独特の自然崇拝の思想が融合し、日本仏教が生まれたと思われる。

日本人の精神文化の原点には、このように自然の中でさまざまな生き物と共生していく思想があったのであろうが、現代に生きるわたしたちは大切なことを忘れてしまっていたようだ。

今も残る里山や水田には、多様な生き物が集まり、人間を含めた多くの生物に恵みを与え続けている。生物多様性へのヒントは、わたしたちの身近に存在していることに気づかされる。

自然と折り合いをつけて暮らした日本の知恵を、まずはわたしたち自身が再評価せねばならない。そして国際的な議論の場に向けて、日本独自の情報発信をしたいものである。

水田と水路を結ぶ魚道(稗前町)

安城市長　神谷　学

市の施設へ行ってみよう！「施設めぐり」参加者募集

バスで市の施設を回り、施設の状況や仕事の様子を見学します。実施日のうち１回は個人で参加できます。残る４回は、10人以上の団体が対象です。

●実施日　個人➡５月21日㈮
団体➡６月10日㈭・11日㈮
※団体は、両日とも２組まで可。

●見学施設　個人➡リサイクルプラザ、わくわくセンター、市民交流センター、北部調理場、中部福祉センター、丈山苑など
※見学施設は変更する場合があります。

※市役所西会館集合・解散。団体➡出発場所や希望施設をお聞きします。

●定員　各25人(個人コースは、申し込みが10人以下の場合は中止)
※乳幼児の同伴はご遠慮ください。

●参加費　個人➡235円(給食試食代)のほか施設入場料
団体➡見学施設などによって入場料が必要

●申し込み　個人➡４月８日㈭～15日㈭午前９時～午後５時15分(10日㈯・11日㈰を除く)に電話で秘書課広報広聴係へ(先着順)
団体➡はがきに希望日(第１希望・第２希望)、団体名、代表者住所・氏名・電話番号、見学希望施設名を記入し、４月15日㈭(必着)までに同係(〒446－8501住所不要)へ
※希望日が重なった場合は抽せん。

問▼秘書課広報広聴係(☎〈71〉2202)